

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十五号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会の項を削り、同部新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会の項を次のように改める。

未来へつなぐ文化活動 ステップアップ補助金 審査委員会	未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金に係る事業についての審査に関する事務
-----------------------------------	--

別表知事の部奈良県国民健康保険運営協議会の項及び奈良県健康長寿文化づくり推進会議の項を削り、同部奈良県協働推進審査会の項中「地域貢献活動助成事業等」を「奈良県協働推進基金を活用する事業等」に改め、同部眺望のいいレストラン認定審査会の項を削り、同部大洲池公園指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

奈良県立都市公園公募 設置管理制度審査委員 会	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第二項第九号の評価の基準を定めること及び同法第五条の四第三項の規定による設置等予定者の選定に関する事務
-------------------------------	--

別表知事の部平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

平城宮跡歴史公園歴史 体験学習館の整備に関 する検討委員会	平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に係る構想及び計画に関する重要事項についての審議に関する事務
-------------------------------------	--

別表教育委員会の部奈良県社会教育センター指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える。

奈良県文化財保護体系 推進会議	文化財保護の体系に関する重要事項についての審議に 関する事務
--------------------	-----------------------------------

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表知事の部大湊池公園指定管理者選定審査会の項の次に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。